

## 佐倉市規則第四十号

### 佐倉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令又は省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- 二 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

三 住宅型式性能認定 品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をいう。

四 認証型式住宅部分等 品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等をいう。

(登録建築物調査機関等の技術的審査)

第三条 法第五十三条第一項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下「認定の申請」という。)をしようとする者は、当該認定の申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることについて、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の審査(以下「技術的審査」という。)を受けることができる。

(認定の申請書に添付する図書)

第四条 省令第四十一条第一項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

一 技術的審査を受け、低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を発行された場合にあつては、適合証

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「基準法」という。)第六条第一項又は第十八条第三項の規定により、確認済証(基準法第六条の二第一項の規定により基準法第六条第一項の確認済証とみなされた確認済証を含む。)の交付を受けている場合にあつては、確認済証の写し

三 建築物の全部又は一部が住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合にあつては、住宅の品質確

保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写し

四 建築物の全部又は一部が認証型式住宅部分等である場合にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

五 代理者によつて認定の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

2 省令第四十一条第三項の規定による市長が不要と認める図書は、前項各号に掲げる図書を添付した場合において、当該図書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書とする。

（確認の申請書の提出部数）

第五条 法第五十四条第二項後段（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の確認の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（第七条第一項に規定する場合にあつては、正本及び副本各二通）とする。

（審査の委託）

第六条 市長は、認定の申請に係る審査の全部又は一部を登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関に委託することができる。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施）

第七条 市長は、法第五十四条第二項前段の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る低炭

素建築物新築等計画が基準法第六条第五項の規定による構造計算適合性判定を求めなければならない建築物に係るものであるときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を基準法第十八条の二第一項の規定により千葉県知事が指定した指定構造計算適合性判定機関に委託することができる。

(申請の取下げ)

第八条 認定の申請をした者は、当該認定の申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第一号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、取下届受付通知書(別記様式第二号)に当該届出を受け付けた旨を表示した省令第四十一条第一項の規定による申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該届出者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第九条 市長は、低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は同条第六項に規定する通知書の交付を受けたときは、不認定通知書(別記様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(取りやめの届出)

第十条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等を取りやめるときは、取りやめ届(別記様式第四号)に省

令第四十三条第二項の規定による認定の通知書を添えて、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、取りやめ届受付通知書（別記様式第五号）に当該届出を受け付けた旨を表示した前項の認定の通知書を添えて、当該届出者に通知するものとする。

（名義変更届）

第十一条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等が完了する前に、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の全部又は一部を譲り渡したときは、譲受人と連署した名義変更届（別記様式第六号）の正本及び副本に認定通知書及び法第五十三条第二項第三号に規定する資金計画を記載した書面を添えて、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、名義等変更受付通知書（別記様式第七号）に前項の届出書の副本を添えて、当該認定建築主等に通知するものとする。

（報告の徴収）

第十二条 市長は、認定建築主が低炭素建築物の新築等を完了したときは、必要に応じ、法第五十六条の規定により認定建築主に対し次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により報告を求めらるものとする。

一 低炭素建築物の新築等が完了したことを建築士が確認した場合 低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（建築士）（別記様式第八号）及び建築士による工事監理報告書（建築士法施行規則（昭

和二十五年建設省第三十八号)第十七条の十五に規定する工事監理報告書をいう。)の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書(建築士以外)(別記様式第九号)及び当該建築物の工事の施工者が認定建築主へ工事の完了を報告した書面

(改善命令)

第十三条 法第五十七条の規定による改善命令は、改善命令書(別記様式第十号)により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第十四条 法第五十八条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第十一号)により行うものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。